

第10回 まさき産業まつり

たわわ祭

松前町の産業の恵みが集結する「たわわ祭」を開催します。出店企業やイベントの内容など詳しくは、11月上旬の新聞折り込みチラシか町ホームページで確認してください。

◆日時 11月9日⑤ 10時～16時
10日⑥ 10時～15時30分

◆場所 まさき村店舗前駐車場(エミフルMASAKI敷地内)

◆内容 特産品などの展示販売、飲食店の実演販売、企業展、ステージパフォーマンス(※)

※「四千頭身」によるお笑いライブ、子ども向けイベント、伊予高校吹奏楽部による演奏などを予定しています。

たわわ祭に出店
まつまえ町物産展

姉妹都市である北海道まつまえ町の特産品を販売します。販売する商品は、変更になったり売り切れたりする場合がありますので、ご了承ください。



販売する商品の一部	
松前漬	いかの塩辛
ほっけの開き	マグロキムチ

(たわわ祭のこと)

☎産業課商工水産観光係 ☎985-4120

(まつまえ町物産展のこと)

☎松前町観光協会 ☎989-9880

ペアレントメンター Cafe

発達障がいのある子どもの子育てを経験し、相談支援に関する一定のトレーニングを受けた保護者によるグループ相談会を開催します。

▶日時 11月24日⑥ 10時～12時
▶場所 北公民館
▶対象 発達障がい(診断を受けていない場合も含む)のある子どもの親

※ 子どもの年齢制限なし

▶定員 5人
▶申し込み方法 電話申し込み
▶締め切り 11月15日⑤
▶申込先・問い合わせ
福祉課障がい福祉係 ☎985-4112

地域福祉計画の策定に係る
住民座談会を行います

町は、地域住民などが支え合い、地域を共につくっていくことのできる地域共生社会の実現に向けた体制を整備するため「松前町地域福祉計画」を策定します。

次の通り住民座談会を行います。ぜひご参加ください。※要申し込み

▼日時

①松前校区 12月2日(月)
②北伊予校区 12月3日(火)
③岡田校区 12月4日(水)

いずれも19時～20時30分

▼場所 ①西公民館 ②東公民館
③北公民館
▼対象 町内在住の人
▼定員 各30人程度
▼締め切り 11月18日(月)
※当日はグループワークにより、地域生活での課題や地域で取り組めることについて話し合います。

▼申込先・問い合わせ
福祉課地域福祉係
☎985-4232

適切に使いましょう
子どもの医療費助成

子どもたちが健やかに成長し、経済的な面で安心して医療を受けられるよう、町では医療費を助成しています。

「子ども医療費受給資格証」を正しく使用し、適正受診を心掛けましょう。

▼適正受診のためのポイント

急病などやむを得ない場合を除き、時間外・深夜・休日の診療を控えましょう。

夜間や休日に子どもの体調が悪くなったときは、子ども医療費相談「#8000」が便利。医師

11月は「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」期間「虐待かも?」と思ったら、すぐに連絡を

児童虐待を防止するためには、地域の皆さんが「子どもへの関心を持つこと」が重要です。虐待かどうか迷う場合でも、まずはご相談を。

▼見逃せない子どもからのサイン

- ・いつも泣き声や叫び声が聞こえる
- ・原因不明のけが(あざ、やけど、打撲など)がある
- ・表情が乏しく元気がない
- ・態度がおどおどしている

- ・衣服や体が不潔である
- ・家に帰りがたがらず家出をする
- ・理由もなく学校などを休む

▼相談機関

子育て支援課子育て世代包括支援センター ☎985-4189

県福祉総合支援センター ☎922-5040

児童相談所 虐待対応ダイヤル ☎189

65～74歳で一定の障がいがある人
後期高齢者医療保険に加入できます

後期高齢者医療保険は原則75歳以上の人を対象とした制度ですが、65～74歳で一定の障がいがある人も加入できます(障がい認定)。

後期高齢者医療制度に移行すること、保険料(税)や医療機関受診時に支払う自己負担額が安くなる場合があります。まずは個別にご相談ください。

▼一定の障がいとは

身体障がい者手帳1～3級、身体障がい者手帳4級の二部、療育手帳A、精神障がい者保健福祉手帳1級・2級、障がい年金1級・2級

障がい認定により後期高齢者医療制度に移行する場合は、申請が必要です。次の必要書類を持って保険課の窓口へお越しください。

▼必要書類

- ・現在加入している保険証
- ・手帳または受給している障がい年金の証書
- ・マイナンバーが確認できるもの
- ・窓口に来る人の身分証明書(免許証など)

▼申請先・問い合わせ
保険課医療保険係
☎985-4107

75歳以上の皆さんへ
歯科口腔健診を受けましょう

お口の健康は、全身の健康にもつながります。ぜひ受診しましょう。

▼対象者 愛媛県後期高齢者医療保険の被保険者

※6カ月以上継続して入院している人、障がい者支援施設・養護老人ホーム・特別養護老人ホーム・介護保険施設に在居(居)している人は対象外

▼期限 令和7年2月28日(金)

▼費用 無料(年度内1回限り)

▼受診方法 左記申込先に直接申し込みください。確認後、クーポン券、受診票などを送ります。その後、希望する登録歯科医院に予約の上受診してください。

▼申込先・問い合わせ
愛媛県後期高齢者医療広域連合健康課健康増進係
☎911-7739

☎985-4118

不法投棄はやめましょう 農業用廃プラスチック の回収

農業用廃プラスチックは、産業廃棄物です。農業をする人は「自らの責任」で適正に処理することが義務付けられています。

次の通り回収しますので、きちんと分別して、資源を有効活用しましょう。

▶日時
11月28日(金) 9時～11時

▶場所
伊予カントリーエレベーター(北伊予)
松山市農協岡田野菜集荷場(岡田・松前)

▶回収対象と分別方法

- 塩化ビニール
(農ビマークがあるもの)
※ 塩化ビニール製のひもで縛ること
※ バイブは45cm以下にカットすること
- ポリ、マルチ、肥料袋、洗浄済みの農業ポリボトル、マイカー線、灌水チューブ、育苗ポット、育苗箱、タイベック、寒冷紗、キャリー、ロールラップなど
※ 中身が見える袋に入れるか、マイカー線やポリ製のひもで縛ること
- 糸入りビニール、畦畔シート、編み込みの肥料袋など

●松山市農協資材部
☎ 968-1255

夫が会社勤務、妻はパート収入だけの場合、パート収入は給与所得となり、年収から給与所得控除(最低55万円)を引いて求めます。

▼夫の配偶者控除・配偶者特別控除
妻のパート収入が103万円以下なら配偶者控除を、201万6千円未満なら配偶者特別控除を受けられます。ただし、夫の収入が1195万円を超える場合は受けられません。

▼妻の税金
パート収入が103万円以下なら所得税は課税されませんが、町県民税は課税されることがあります。町県民税には所得割と均等割があり、それぞれ課税される場合のパート収入額は下の表の通りです。

配偶者のパート収入	93万円以下	93万円超100万円以下	100万円超103万円以下	103万円超155万円以下	155万円超201万6千円未満	201万6千円以上
配偶者控除※1	○	○	○	○	○	×
配偶者特別控除※1	×	×	○	○	○	×
配偶者自身の課税	所得割	非課税	所得割	非課税	所得割	課税
町県民税	均等割	非課税	均等割	非課税	均等割	課税

※1 夫の給与収入が1,095万円超の場合は、段階的に控除額が減額します。
※2 配偶者のパート収入額に応じて、段階的に控除額が減額します。

パートで働いている人へ パート収入と税金

令和6年度 宝くじ助成事業で整備

自治総合センターの宝くじ受託事業収入を財源としたコミュニティ助成事業で、神崎地区にコミュニティ備品(踊りやぐらステージ)が整備されました。



令和7年2月から 口座振替通知書の送付を廃止します

郵送料の高騰などにより増加する経費を節減するため、口座振り込み時に町から送付していた口座振替通知書を廃止します。振り込みの確認は通帳記帳をお願いします。なお、取引が多く、振り込み明細の確認を希望される場合は、お問い合わせください。

●会計課会計係 ☎ 985-4128

適切な課税を行うために
土地利用変更・家屋取り壊しの場合には届け出を
適切な課税を行うため、次の事由があったときには必ず届け出をしましょう。
届け出に関する詳細は、お問い合わせください。

▼土地の使い方が変わったとき
固定資産税は、毎年1月1日時点の現況で評価します。土地の使い方が変わった場合は、年内に税務課に届け出てください。

▼家屋を取り壊したとき
固定資産税の課税対象となる家屋を取り壊した場合は、年内に松山地方支局で建物滅失登記を行います。届け出を忘れると、翌年度も取り壊した家屋が固定資産税の課税対象となる場合がありますのでご注意ください。
●税務課課税係
☎ 985-4111

松山市新南クリーンセンター整備にご協力を

松山市では、新南クリーンセンターの整備を環境保全の観点から、より適正に配慮した事業にするため、環境影響評価を実施します。松前町が調査対象地域に含まれるため、次の通り、方法書の縦覧などを行います。

詳細は、松山市ホームページ(下のQRコード)で確認してください。

【縦覧】
▼期間 11月1日(金)～12月2日(月) 8時30分～17時
※土・日曜日、祝日は除く。
▼場所 町民課生活環境係、松山市南クリーンセンター(松山市市坪西町1000-1)など
【意見募集】
▼期間 11月1日(金)～12月16日(金) 9時～17時
▼場所 町民課生活環境係、松山市二番町四丁目7番地2
☎ 985-4117

提出方法 松山市清掃施設課へ電子メール、郵送など
【住民説明会】(申し込み不要)
▼日時 ※内容は全て同じ
1 11月10日(日) 10時～11時
2 11月10日(日) 14時～15時
3 11月11日(月) 19時～20時
4 11月12日(火) 19時～20時
▼場所 1・3松山市南クリーンセンター、2・4松前総合文化センター
●松山市清掃施設課
☎ 948-6901

☎ 985-4117

国民年金保険料は、社会保険料控除の対象です 「社会保険料控除証明書」が送付されます

Q 控除証明書って何ですか

A 令和6年中に収めた国民年金保険料の納付額を証明する書類です。年末調整や確定申告で「社会保険料控除」の適用を受けるときは、申告書に控除証明書や領収書を添付・提示することが義務付けられています。

Q 控除証明書は、誰に、いつ送られますか

A 令和6年1月1日～令和6年12月31日の間に、国民年金保険料を納めた被保険者本人に送付されます。送付時期は次の通りです。
【9月30日までに納付した人】10月下旬～11月上旬
【10月1日以降に納付した人】令和7年2月上旬

年金 Q & A

Q 大学生の息子の国民年金保険料を納めました。まとめて申告できますか

A 配偶者や子どもなどの負担すべき国民年金保険料を納めた場合、その保険料額も合わせて申告することができます。

Q 紛失した場合はどうすればいいですか

A 再発行ができますので、ねんきんダイヤルか年金事務所へお問い合わせください。

●ねんきんダイヤル ☎ 0570-05-1165
松山西年金事務所国民年金課 ☎ 925-5175
町民課住民係 ☎ 985-4106

受け付け中！ 能登豪雨義援金

令和6年9月に発生した石川県能登豪雨で被災された人々を支援するため、義援金受け付けを開始しています。集まった義援金は、日本赤十字社を通じて被災地の皆さんへお届けします。

皆さんの温かいご支援をお待ちしています。

▶募金箱設置場所

役場1階ロビー

●総務課広報広聴係

☎985-4132

町は、石川県輪島市と能登町に
対するふるさと納税の代理寄付受
け付けを行います。寄付は、下の
QRコードから申し込みできます。
松前町にお住まいの人も寄付でき
ます。返礼品の送付はありません。
※利用可能な決済方法はクレジッ
トカードのみ

●代理寄付とは…

代理寄付自治体が、被災自治体
に代わって寄付を受け付けて寄付
金受領証明書などの発行業務を行
い、集まった寄付金を被災自治体
に届けることです。

●財政課企画政策室企画戦略係

☎985-4103

令和6年9月能登豪雨の被害を受けた自治体を応援しよう！
ふるさと納税の代理寄付受け付けを行います

【さとふる】



▲輪島市

【ふるさとチョイス】



◀輪島市



能登町▶

松前の 防災力

危機管理課危機管理係
☎989-5103
FAX 984-6272

大規模地震に備えよう！ 家具等転倒防止対策費用を補助します

松前町公式防災
フェイスブックページ



地震発生時の家具などの転倒による被害を軽減するため、家具などを固定（ガラス飛散防止含む）するための器具の購入や設置に係る経費の一部を補助します。

詳細は、町ホームページ（右のQRコード）を確認してください。



▶対象者 次の全てを満たすこと

- ① 町に住民登録があること
- ② 町税を滞納していないこと

※ 1世帯につき1回限り

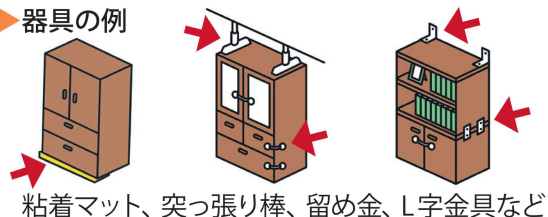
▶補助額 器具の購入・設置費用の4分の3

※ 上限1万5千円、100円未満切り捨て

▶申請方法 町ホームページや窓口にある申請書に必要事項を記入し、購入・設置した器具の領収書などをそろえて危機管理課に提出してください。

▶申請期間 11月1日（金）～令和7年2月28日（金）

▶器具の例



粘着マット、突っ張り棒、留め金、L字金具など